

監査委員公表第2号

定期監査及び財政援助団体等監査結果に係る措置状況について（公表）

令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査結果に係る措置状況について、下記のとおり報告があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年4月15日

監査委員 藤原京子

監査委員 前田光教

記

令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査結果に係る措置状況の報告について

別紙、監査指摘事項に対する措置実施状況のとおり



## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	1	種類	定期監査	部署	秘書課
頁	6	指 摘 事 項					
<p>当該部署では、令和5年度一般会計で2,000千円の予算額を交際費として確保し、一般会計から150千円前後の単位で出金して、交際費に係る請求書等の支払いに充てている。一般会計から出金した現金の中で入出金処理が行われるため、実質的な交際費の運用については、当該部署がデータで管理する帳簿で記録されている。</p> <p>交際費の管理について、出金することに帳簿と現金残高を照合しているとの説明があったが、帳簿上には照合した記録が残されておらず、いつ誰が照合したのか確認することができなかった。照合後は、交際費の経理担当者あるいは責任者によって、検収日または確認日を帳簿に入力するよう改善されたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6, 3回答)</p> <p>現在、交際費の管理について、出金することに帳簿と現金残高を照合しているが、監査指摘により、照合後は、交際費の責任者（課長）によって、確認日を帳簿（市交際費差引簿）に入力して記録が残るように改善した。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	2	種類	定期監査	部署	防災G
頁	8	指 摘 事 項					
<p>防災倉庫内には、災害時の食料や資機材を多数保管しているが、配置状況の案内図等が倉庫内に備付されていなかった。</p> <p>当該部署に属する職員であれば、倉庫内の資機材の配置は記憶済みであることと思うが、災害時には他部署の職員が動員され、資機材を搬入、搬出するケースがあると予測される。災害時に、当該部署の職員が指揮せずとも、資機材の搬入、搬出がスムーズに行われるよう、資機材の配置状況が一目で分かる案内図等を倉庫内に備え付けていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>ご指摘を受け、防災倉庫内、入口に配置状況の案内図を貼り出しました。</p> <p>なお、職員へは防災連絡員（幹部職員）を通して、同案内図を毎年データ配布しています。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	3	種類	定期監査	部署	防災G
頁	8	指 摘 事 項					
<p>当該部署は防災センターの建物を所管しているが、駐車場を含む土地（王子町上野809外）については公有財産管理主管部が所管している。従って、公有財産規則第7条「行政財産の取得及び管理に関する事務は、当該財産の所属すべき部において取扱うものとする。」との規定に従い、防災センター駐車場の管理業務は公有財産管理主管部が取り扱うところである。</p> <p>しかし、敷地使用料の入金、防災センター周辺の清掃、駐車場に係る行政財産使用許可申請の受理と許可など、土地に係る業務を当該部署が処理しており、財産の所属すべき部署と業務を担当する部署に不一致が生じていた。</p> <p>当該部署は、土地の管理に係る業務を公有財産管理主管部に移管するか、または、公有財産管理主管部から土地の所管替えを受けることにより、財産の所属すべき部署と業務を担当する部署を統一していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>ご指摘のとおり、敷地使用料の入金、防災センター周辺の清掃、駐車場に係る行政財産使用許可申請の受理と許可など、土地に係る業務を防災グループが処理しており、財産の所属すべき部署と業務を担当する部署に不一致が生じています。</p> <p>また、防災センター周辺の清掃については、コミュニティセンターおのの所管部分も含めて防災グループが実施している状況です。</p> <p>現在は、市役所庁舎の移転の際に、財政課との協議の中で話し合いの範囲で管理業務の移管が行われ、土地に関する業務を防災グループが行っているため、今回の指摘を受け、今後、財政課及びいきいき社会創造課と再協議し公有財産規則、小野市事務分掌規則に則り、適切な取扱い方法を決定します。</p>							
対応状況	D	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	4	種類	定期監査	部署	地域安全G
頁	10	指 摘 事 項					
<p>安全安心センターの施設には、小野市安全安心センターの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第16号）第4条各号に規定するとおり、関係団体事務室と会議室を置いている。このうち、関係団体事務室については、防犯協会及び交通安全協会（以下、「両協会」という。）が小野市公有財産規則（昭和41年規則第1号）第28条第1項に基づき行政財産使用許可を申請し、同規則同条第3項に基づき当該部署が許可している。</p> <p>しかし、会議室については、主に両協会が会議等に使用していたにも関わらず、行政財産使用許可申請書が提出されていなかった。今後は、会議室についても、両協会に対して行政財産使用許可申請書の提出を求め、許可の後に使用させるように改められたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>（R6. 3回答）          今回の指摘事項により、R5年11月に行政財産の使用許可書に会議室を加えて再度、交通安全協会と防犯協会宛に使用許可書を作成しました。          なお、両方で調整し使用する旨を記載し両協会で有効に活用いただくこととしています。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	5	種類	定期監査	部署	生活環境G
頁	11	指 摘 事 項					
<p>小野市墓地、埋葬等に関する規則により許可を受けた墓地については、墓地台帳にファイリングしているが、経年によりファイルや用紙に劣化が見られた。</p> <p>開示請求があった場合には原本が必要となるが、現況確認等の資料とするなど、それ以外の管理業務では、データ化した台帳があれば利活用しやすい。約250ヶ所の市内墓地のデータ化には、時間と人手を要することと思うが、いずれデータへの置き換えは必要となる。他業務と並行させながら、少しずつ作業を進めていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>墓地台帳については、経年によりファイルや用紙が劣化しているため、一部内容については、エクセル様式で作成し、管理している。</p>							
対応状況	C	※ 対応状況欄の記載方法 A: 既に処理済 B: 対応不可能 C: 現在処理中 D: 未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	6	種類	定期監査	部署	生活環境G		
頁	12	指 摘 事 項							
<p>小野市墓地設置規則（昭和54年規則第17号）では、来迎寺山墓地、黍田霊園、広渡墓園を市営墓地として設置することとし、同規則第3条各項において、来迎寺山墓地管理委員会や自治会に運営を委託するものと規定している。しかし、公有財産台帳には、これらの3墓地に該当する土地や施設が登載されていなかった。</p> <p>これら3墓地の土地及び施設が公有財産であれば、公有財産台帳の登載漏れであるため、登載されるように公有財産管理主管部に諮り、公有財産でない場合には、市には運営を委託する権限がないため、同規則について改正等の整備を検討していただきたい。</p>									
回 答 事 項									
<p>（R6. 3回答）</p> <p>来迎寺墓地の土地所有者は、太郎太夫村（市場町）、大嶋村（大島町）、池尻村（池尻町）、榎山村（榎山町）、垂井村（垂井町）、小野町（上本町、本町、西本町、東本町）、中村（中町）、奥村（天神町）、嶋谷村（日吉町、大開町）及び来迎寺である。</p> <p>昭和54年に市場町1143番地の9村名義の墓地と、同1144番地の来迎寺所有の無許可墓地を統合し、墓地の経営について「小野市長」で申請及び許可された。墓地の管理については、委託を行っている。</p> <p>黍田霊園については、全て市の所有であり、墓地の経営についても「小野市長」で申請及び許可されている。墓地の管理を規則の規定通り委託している。</p> <p>広渡墓園の土地所有者は、市の所有部分と光宗寺の所有部分が混在している。当該墓地についても、墓地の経営申請及び許可は「小野市長」となっており、経営を規則の規定通り委託を行っている。</p> <p>以上のことから規則の改正は不要である。</p> <p>地方公共団体以外の者が墓地の経営を行おうとする場合の条件の一つに「自ら土地を所有していること」とされていることから、上記墓地の経営許可申請は「小野市長」が行っている。そうした状況を踏まえ、公有財産台帳の登録漏れである土地については、財産台帳に登載されていない理由等を調査し、必要であれば登載に向けた事務を進めていく。</p>									
対応状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">C</td> <td>※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討</td> </tr> </table>							C	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討
C	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討								



## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	7	種類	定期監査	部署	生活環境G
頁	12	指 摘 事 項					
<p>当該部署が所管する公有財産のうち、池尻墓地に該当する地番（池尻町633番1）については、事務局が調べた範囲では市の名義であると認められなかった。公有財産台帳に登載された住所地番の誤り、または、公有財産台帳からの除外処理漏れであるケースが考えられる。</p> <p>当該地番は、東播磨南北道と国道175号線が接続される予定地近辺である。地形の変化により現況の確認は一層難しいことと思うが、公有財産台帳の適正な管理のため、調査の上、台帳の修正を財政課に諮っていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>（R6. 3回答）</p> <p>当該地については、池尻町633番30として分筆され、平成8年に「公衆用道路」として登記されていた。現地確認を実施し、「公衆用道路」としての登録は錯誤と認められたため、令和5年12月に「墓地」に地目変更登記を行った。その旨、公有財産管理主管部に報告し、土地台帳を修正済みです。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	8	種類	定期監査	部署	生活環境G
頁	12	指 摘 事 項					
<p>当該部署には、班長以下15名の清掃作業員が所属し、塵芥収集業務を担っているが、一部の塵芥車において、最大積載量を超過したごみの収集が見受けられた。</p> <p>効率化のためクリーンセンターとの往復回数を減じ、収集時間の短縮を図ることはよいが、積載物重量制限の超過は、安全面の観点から問題であるだけでなく、道路運送車両法に抵触する恐れがあるため、法令遵守の意識をもって適正な運用に努めていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>直ちに現場職員に指示を行い、適正な運用を実施している。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A: 既に処理済 B: 対応不可能 C: 現在処理中 D: 未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	9	種類	定期監査	部署	道路河川課
頁	16	指 摘 事 項					
<p>本年度、当該部署においては、2件の法定外公共物の払い下げがあったが、債務者に発行する請求書に、支払期限を表記していなかった。未払いでは法定外公共物の払い下げができず、不利益を被るのは債務者側であるため、未払いが生じることはないと思われるが、一つの区切りとして、請求書に支払い期限を明示していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答) 定期監査以降に申請のあった払下げについては、納付書に支払期日を明記して対応しております。</p>							
対応状況	A	<small>※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討</small>					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	10	種類	定期監査	部署	観光交流推進課
頁	17	指 摘 事 項					
<p>農産物加工施設の設置等に関する規則（平成17年規則第3号）は、小野市農産物加工施設の設置並びにその維持管理及び運用について必要な事項を定めたものであり、ぶらっときすみの加工施設、あわの里加工施設、ゆうゆうの里かしやま加工施設、きよたにいっぴく堂加工施設、誉田の館いろどり加工施設の5施設を対象としている。</p> <p>公有財産台帳において、このうち、あわの里加工施設（公有財産台帳上での施設名称は、粟生コミュニティ施設）とゆうゆうの里かしやま加工施設（同、榎山コミュニティ施設）は当該部署が所管しているが、ぶらっときすみの加工施設（同、小野市コミュニティ施設小野町）はまちづくり課が所管、きよたにいっぴく堂加工施設と誉田の館いろどり加工施設は産業創造課が所管していた。</p> <p>当該部署では、地域コミュニティ施設の管理運営に係る事務を分掌し、また、関連する予算を執行しているため、現行の運用においては、当規則に登載される5施設すべてを当該部署で所管することが適当と思われる。国庫補助金を受けて設置した施設であるため、一律な移管は難しい側面があるが、補助金要綱等を慎重に確認の上、支障がない場合には、部署間での移管を協議するよう検討されたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>各施設とも、国庫補助事業を受けて整備したものであり、補助要件として使用目的が定められている。その使用目的に沿って所管を定めた経過があり、所管替えは使用目的の変更と捉えられ、補助金返還の可能性が生じることから、現状に至っています。</p> <p>一方で、ぶらっときすみの加工施設は平成16年度に、誉田の館いろどりは平成25年度にまちづくり交付金を、きよたにいっぴく堂加工施設は平成23年度に森林林業緊急整備事業補助金の交付を受けており、いずれも10年以上経過していることから、補助金返還等の影響が生じない範囲においてはああるが、所管替えの検討を行います。</p>							
対応状況	D ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	11	種類	定期監査	部署	観光交流推進課
頁	18	指 摘 事 項					
<p>小野うまいもんブランド認証要綱（平成15年告示第94号）は、市内の農業振興を図るため、市内で生産又は製造される優良な農産物特産品を、市が「小野うまいもんブランド」として認証することについて、必要な事項を定めるものである。</p> <p>同要綱第7条では、認証の決定に係ることを規定しており、第3項において、「評価委員会の評価の結果については、公表するものとする。」と定めている。しかし、ホームページでは、同条第1項に基づく認証された農産物特産品及び認証書の交付を受けた者の情報のほかは、認証基準を公表しているのみであり、評価が認証基準に適合するとの結果、および認証基準に適合しないとの結果と思しきものの掲載が見受けられなかった。</p> <p>評価の結果をホームページ等で公表する、または、現行の運用に合わせて要綱を改正する等、要綱と運用が合致するよう努めていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>評価委員会の評価の結果までを公表する必要性はなく、認証を受けた農産物特産物を公表するのみで十分にその目的を達成できることから、その内容に要綱を改正します。</p>							
対応状況	C	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	12	種類	定期監査	部署	観光交流推進課
頁	18	指 摘 事 項					
<p>小野まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する補助金を、観光事業振興補助金交付要綱（平成13年告示第118号）に基づいて交付しているが、同交付要綱中において、補助の対象となる事業については、団体の運営に要する経費の一部としか規定していなかった。実行委員会が発足された当時であれば、事業規模が小さく、同交付要綱に基づく運用で足りたと思われるが、事業規模が拡大し、経費項目も多岐に渡る現時点の実行委員会に対しては、補助金対象となる経費と対象外との経費の分類を示す必要があるものと思われる。</p> <p>また、実行委員会の会計期間は11月から翌年10月であり、会計期間中に年度末を挟んでいるため、同一の小野まつりに係る事業であるが、11月から3月までと4月から10月までを、個別の事業として補助金申請しなければならない。同交付要綱では、補助金交付の時期を事業等完了後と規定しているが、より事業に適した交付時期等を検討していただきたいところである。</p> <p>平成13年度に施行した以降、改正を経ていない同交付要綱については、この機に一通り見直すか、または、実行委員会に対する補助金交付要綱を新たに制定するなどにより、現在の実行委員会の会計規模と事業内容に応じた交付要綱を整備されたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>新たに、小野まつり補助金交付要綱（仮称）を制定し、補助対象経費の明確化、補助申請及び補助金交付時期の修正等を行います。</p>							
対応状況	C	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	13	種類	定期監査	部署	会計課
頁	19	指 摘 事 項					
<p>過去に収入役の補助役として部長が配置されていた頃の名残と思われるが、用品調達基金条例施行規則（昭和41年規則第10号）において、現在では他に引用されることがない用品調達担当部長の呼称を用いている条文があった。会計管理者の補助組織が課である以上、現行の組織体制では部長を置くことができません、また、会計管理者が用品調達担当部長の条文上の役割を担っていることを鑑み、用品調達担当部長を会計管理者に改めるべきところである。</p> <p>他に、同規則においては、各部長は四半期ごとに指定用品使用計画書を用品調達担当部長に提出することとされているが、指定用品の需要の減少に伴い、実際の運用においては適用されていなかった。</p> <p>同規則は直近の改正が平成19年であり、本年度で15年以上が経過している。当時と運用を異にする点が複数あると思われるので、全条文を再確認した後、改正を検討していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>全条文を再確認しましたが、現状業務に影響があるものではありませんでした。運用と異なる部分については適切な時期に規則の改正を行います。</p>							
対応状況	D	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	14	種類	定期監査	部署	会計課
頁	20	指 摘 事 項					
<p>財務規則（昭和44年規則第16号）第97条において、歳入歳出外現金にあつては、同規則別表第4に掲げる区分によって整理することとされ、ただし、保管金については、会計管理者に協議のうえ、市長の決定を受けて、変更することができる規定されている。</p> <p>しかし、財務会計システムで管理される歳入歳出外現金・基金受払表においては、保管金の区分がなくなり、納付金、県民税、諸費、貸付金、手数料、公売代金、供託金、及びその他の区分が追加され、保証金においても、かし担保保証金、及び指定金融機関取扱担保金の区分が加えられていた。</p> <p>歳入歳出外現金を効率よく管理するために、区分を再編したものと思われるが、同規則と実際の運用とに相異が生じているため、同規則を所管する部署との連携を密にし、規則改正を進められたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>財務会計に既に組み込まれており、修正するのは困難です。次回の財務会計更新時にあわせて、規則の見直し及び整理区分の修正を行います。</p>							
対応状況	D	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					



## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	15	種類	定期監査	部署	教育総務課 (全校)
頁	21	指 摘 事 項					
<p>学校遊具については、平成14年に文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係より「学校に設置している遊具の安全確保について」の告示・通達がされたことを端緒に、平成26年に直近の改訂があった「遊具の安全に関する規準」が、学校遊具の最新の安全基準となっている。</p> <p>本市の学校遊具においては、それ以前に設置され、当該基準を満たしていないものがあった。そのことにより、即座に学校遊具の使用が禁止されるものではないが、教育委員会が独自に安全確認を行い、使用が危険と判断した遊具を使用不可とするなどの対応をとっている。</p> <p>近年、全国的に遊具による事故が散見される中、本市においても、老朽化した遊具に起因する事故が起きる可能性は皆無ではない。潜在する事故の危険性を把握するため、まずは安全基準に基づいた検査を実施し、危険度の高い遊具については、優先的に改修、撤去、または使用不可等の対応をとっていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>学校遊具については、「体育器具・遊具等点検シート」を用いて毎月学校による点検を実施し、修繕や撤去等を行うなど安全対策に努めているところです。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、各校の遊具は老朽化が進行しているため、学校による点検に加え、専門業者による全学校の遊具点検を検討しているところです。</p> <p>なお、遊具の管理については、スポーツ振興課が所管となるため、適宜調整・連携のうえ遊具点検を実施し、危険度が高いと判定された遊具については、優先的に改修、撤去または使用不可とするなど安全対策を徹底します。</p>							
対応状況	C	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	16	種類	定期監査	部署	教育総務課 (全校)
頁	21	指 摘 事 項					
<p>理科薬品管理簿については令和3年度、児童用タブレット管理簿については本年度から統一様式で運用を開始しているが、各校において、簿冊の編冊方法や記入方法に差異が見受けられた。</p> <p>教育委員会においては、適切かつ分かりやすく管理している学校の編冊方法を基に、様式のみならず手法についても統一して各校に普及するように努めていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>各種管理簿の編冊方法や記入方法について、適切かつ分かりやすく管理している学校の事例を基に、手法についてもマニュアル化するなど統一して各校に普及するよう努めます。</p>							
対応状況	C ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	17	種類	定期監査	部署	教育総務課 (大部小学校)
頁	21	指 摘 事 項					
<p>大部小学校の現地監査において、校庭の石畳みの歪み、南校舎北側のコンクリート縁石のクラック、地面との垂直面に対する雨どいの傾きを目視した。測量結果に基づくものではなく、あくまで目視等による判断であるが、南校舎下の地盤沈下により、校舎敷地が南校舎に向けて傾斜しているのではないかと疑われる。</p> <p>実際に地盤沈下が生じていた場合、安全面のみならず、水道管等設備類を含む校舎の劣化が加速すると考えられるため、大部小学校の大規模改修工事スケジュールを繰り上げる可能性が生じる。教育総務課においては、当該事案について、確認調査をしていただき、安全性の問題が生じる場合には、地盤沈下等の影響を最小限に抑える手段を講じていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6, 3回答)</p> <p>当課においても南校舎内の傾きは認識しており、建物の老朽度を総合的に評価する「耐力度調査」を令和6年度に実施するため、予算要求等の対応を行っているところです。</p> <p>令和6年度については査定により予算が無いため経過観察としますが、大部小学校についてはバリアフリー化の推進のため、南校舎にエレベーターの設置を予定しており、今後も継続して耐力度調査の実施に向けた調整を鋭意進めます。</p>							
対応状況	D ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	18	種類	定期監査	部署	教育総務課
頁	22	指 摘 事 項					
<p>今回の監査対象校のみに係るものではないが、教育委員会所管職員服務規則（昭和33年教委規則第8号）において、以下の通り、現行の運用と異なる点が見受けられた。</p> <p>① 第1条第1項において、職員は登庁時に出勤簿に捺印することと規定されているが、教育委員会では、校務員等が出勤簿に捺印しているほか、職員は出退勤システム又はタイムレコーダーにより出勤時刻を記録している。</p> <p>② 第4条第2項において、私事旅行のため小野市を離れようとするときは、その理由、期間及び行先を記すことと規定されているが、履行されていない。</p> <p>上記のほか、当該規則の細部を今一度見直し、運用と相異なる箇所を改正していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>（R6. 3回答）</p> <p>教育委員会所管職員服務規則第1条第1項及び第4条第2項をはじめ、規則の細部を今一度点検し、運用と相異なる箇所について改正に努めます。</p>							
対応状況	D	<small>※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討</small>					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	19	種類	財政援助団体監査	部署	防犯協会 (地域安全G)
頁	24	指 摘 事 項					
<p>当該協会の本部（以下「本部」という。）は、各支部に対して支部活動費を配当しているが、適正な使途に用いられているかを確認するため、本部は毎年度末に各支部から決算報告書等を徴取している。しかし、徴取した報告書等の中には、4月1日から翌年3月31日までの会計期間ではなく、3月途中の日付で会計監査を受けている決算書や、本来別会計である交通安全協会等の収支が含まれた決算書があった。</p> <p>小野防犯協会会則第21条において、当該協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わると規定されている。各支部に配当した支部活動費についても、本部と同じ4月1日から3月31日までの会計期間における決算額を合計しなければ、本部における支部活動費の決算額とはならない。また、当該協会と交通安全協会は、役員や構成員が同じであっても異なる協会であるため、会計を厳密に区分する必要がある。</p> <p>本部は、各支部に対して、統一した収支決算報告書の様式を定めるとともに、配当した支部活動費について、使途が当該協会の活動に関するものだけを明記し、本部と同じ4月1日から翌年3月31日までの会計期間の収支決算を報告するように指導していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>令和5年度各支部の決算は、事務局が作成した様式の報告書を配布し、それに基づいて報告してもらうようにしました。今回報告する期間は令和5年4月1日～令和6年3月31日に統一しております。</p>							
対応状況	A ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	20	種類	財政援助団体監査	部署	防犯協会 (地域安全G)
頁	25	指 摘 事 項					
<p>当該協会の事務局（以下「事務局」という。）においては、事務局長に給与が支払われているが、事務局が給与から所得税を源泉徴収しているのではなく、事務局長が個人の確定申告で所得税を納付している。</p> <p>事務局は、税務署に給与支払事務所等の開設届を提出する必要がある団体であるため、所得税法（昭和40年法律第33号）第6条における源泉徴収の義務が発生する。</p> <p>給与支払事務所等の開設届出書の提出は、給与を支払うことが決定してから1ヶ月以内と定められているが、遅れることに対する罰則はない。しかし、速やかに、税務署に給与支払事務所等の開設届を提出し、月々の給与から所得税を源泉徴収するよう改めていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>（R6. 3回答）</p> <p>指摘を受けて、社税務署に給与支払事務所等の開設届けを提出し、給与支払報告書・源泉徴収票・給与所得等の所得税徴収高計算書・領収済通知書を作成し、令和5年度分の納税を済ませた。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	21	種類	財政援助団体監査	部署	防犯協会 (地域安全G)
頁	25	指 摘 事 項					
<p>当該協会会計への収入、または会計からの支出においては、その都度事務局長が伝票を作成しているが、その様式には、会長及び副会長が押印する決裁欄が設けられており、両名が承認の押印をすることで、収入または支出を執行している。しかし、当該協会の組織図によると、伝票を作成する事務局長の上の役職は会長であり、副会長は指揮系統に含まれていない。また、伝票を作成している事務局長の押印欄が設けられていなかった。</p> <p>伝票を含め当該協会の決裁においては、承認者である会長と作成者である事務局長の押印欄を設けた様式に改めるか、副会長が事務局の指揮系統に含まれるのであれば、現行の決裁に合わせて組織図を訂正していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>支出調書・収入調書と共に、起票者記入欄を作成。 現組織図に準じ、押印欄は会長と副会長ではなく、会長と事務所の欄に変更した。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	22	種類	財政援助団体監査	部署	交通安全協会 (地域安全G)
頁	27	指 摘 事 項					
<p>当該協会の本部（以下「本部」という。）は、各支部に対して支部活動費を配当しているが、適正な用途に用いられているかを確認するため、本部は年度末に各支部から決算報告書を徴取している。しかし、徴取した報告書の中には、配当した金額に満たない決算額や、配当した金額以上の決算額を記載しているものがあり、恐らく他の会計と収支の混在があったものと思われる。</p> <p>決算においては、本部が各支部へ配当した支部活動費に係る支出を取りまとめるところであるが、前述のように、各支部から提出される決算報告書の記載額に誤りがあっては、適正な決算額の算出が不可能である。</p> <p>本部は、各支部に対して、配当した支部活動費に係る収支を、誤りなく報告するように指導していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>R6年2月に旧支部長、3月22日の支部長会においては新支部長に対し、記載方法について誤りのないよう指導を徹底した。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					



監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	23	種類	財政援助団体監査	部署	交通安全協会 (地域安全G)
頁	28	指 摘 事 項					
<p>当該協会には、通年の経理を扱う会計(以下「通年会計」という。)のほか、車両積立金、退職手当積立金、特別積立金を管理する会計があり、この4会計に対応して4口座を開設している。令和4年度末時点において、この4会計のうち、通年会計と特別積立金会計の帳簿在高と口座残高に不一致が見られた。特別積立金から100万円を取り崩して通年会計に充てたのち、帳簿上では年度内に余剰資金を特別積立金に再積立しているものの、口座には戻入処理をしていなかったものと見られる。</p> <p>決算時には、収支の金額や伝票類を一通り確認していることと思うが、4会計の帳簿在高と口座残高の照合についても確認すべき項目に加え、適正な決算処理をしていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6, 3回答)</p> <p>監査により収支金額は合っていたが、年度末に残金を通帳に入金していなかった。R6年度より決算時に通帳金額と帳簿の金額を確認することとした。</p>							
対応状況	A	※ 対応状況欄の記載方法 A:既に処理済 B:対応不可能 C:現在処理中 D:未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	24	種類	財政援助団体監査	部署	交通安全協会 (地域安全G)
頁	28	指 摘 事 項					
<p>当該協会の収支決算書によると、令和3年度までは黒字決算を維持していたが、令和4年度の決算では、免許関係事務について、県協会からの支給額に比して、当該協会が要する人件費及びシステム経費等の支出が大幅に超過していた。会費、県協会委託料、市補助金等を含めた収支で、免許関係事務と当該協会の活動に係る経費を賄えず、単年度収支はマイナスとなっており、資金運用に用いる特別積立金会計からの取り崩しにより、収支の均衡を図っている実態が見受けられた。</p> <p>適正な会計であれば、会費により当該協会の目的に掲げる事業を成し、不足分を市補助金で補い、免許関係事務に係る経費は、県協会からの窓口事務費及び事務協力費の範囲内に収めるべきところである。当該協会においては、日頃から免許関係事務に係る経費の節減に努めているが、さらなる大幅な節減に努めるか、免許関係事務に係る経費相応分の支給を県協会へ重ねて強く要請する等により、早急に会計の健全化を図っていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>協会費の収入が減少し赤字決算になったもの。                  県協会には、免許関係事務費の増額を再三にわたり要請しているところではあるが、警察との委託業務であり、また、現在の契約がR7年6月30日までであるのですぐにはできないとのことであった。                  協会費の増収と経費のさらなる節減に努めていきたい。</p>							
対応状況	C ※ 対応状況欄の記載方法 A: 既に処理済 B: 対応不可能 C: 現在処理中 D: 未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	25	種類	財政援助団体監査	部署	交通安全協会 (地域安全G)
頁	29	指 摘 事 項					
<p>当該協会の会計への収入または会計からの支出において、請求書や金額根拠資料を添付した伝票を作成していたが、伝票に設けられた決裁欄には、誰の押印もされていなかった。</p> <p>すべての会計伝票については、その都度作成して事務局長が点検したのち、決裁権者が四半期ごとに一括して押印するとの説明であったが、当該決裁欄への押印は、収入または支出の執行を承認した証であり、都度の収入または支出行為の責任の所在を明確にするためのものである。個々の伝票の承認に係る責任の度合いを考慮すれば、常に会長までの押印を求める必要はないと思われるが、少なくとも、伝票の起案者のほか、事務局長が承認する決裁欄を設け、収入支出の度に承認するように改めていただきたい。</p> <p>また、指揮系統や、伝票を含めた決裁全般の決裁区分をより明確にするため、組織図の作成を検討していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6, 3回答)</p> <p>市民安全部及び会計管理者のアドバイスを受け、資料作成者、事務局長、会長の決裁欄を設けた新様式の支出調書、収入調書を作成し、今年度から使用することとした。</p> <p>組織図については、早急に作成する。</p>							
対応状況	C ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	26	種類	財政援助団体監査	部署	小野まつり実行委員会 (観光交流推進課)
頁	31	指 摘 事 項					
<p>小野まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）には、組織図において、NPO法人北播磨市民活動支援センター職員と市職員で構成される事務局が置かれているが、小野まつり実行委員会設置規程には、当該事務局に係る項目がなく、事務局長をはじめとした事務局内の役職、及び決裁の区分が不明瞭であった。また、同設置規程には、監事についての規定もなかった。</p> <p>その他、実行委員会は市から7千万円の補助金を受け、会計規模は1億円を超える組織になっているが、収支の決裁権者、会計責任者の権限、余剰金の取り扱い等、会計に係る条項を定めた規程を整備していなかった。</p> <p>小野まつりは年々、事業規模を拡大しているが事業の基準となる設置規程が当初から改正されておらず、事業規模に見合っていないように見受けられる。実行委員会が取り扱う事業の規模を考慮すれば、基本となる規程等をより充実させる必要があるため、逐次整備を進めていただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>小野まつり実行委員会設置規程（仮称）を全面改正し、事務局の設置、会計責任者、余剰金の取扱い等について整備します。</p>							
対応状況	C ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	27	種類	財政援助団体監査	部署	小野まつり実行委員会 (観光交流推進課)
頁	32	指 摘 事 項					
<p>実行委員会が業者と委託契約を締結している事業において、仕様の変更等により委託金額に増減があった場合、変更契約を交わさず委託を続行している事例が見受けられた。極論すれば、契約書がなかったとしても契約行為は成り立つものであるが、市の補助金を受ける団体としては、小野市契約規則（昭和44年規則第14号）第29条第3項に準じ、契約の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等をするときは、変更契約書を作成していただきたい。</p> <p>また、契約書では、事業完了後に業者が実行委員会に完了報告書を提出するものと定めているが、提出されていなかったため、各業者には、契約書の条項に沿って事業を履行するように指導していただきたい。さらに、小野まつり終了後、実行委員会において、委託事業の成果に対する検査を実施しているが、検査に係る途中経過の資料が保存されていなかったため、契約書や完了報告書と合わせて保存するように改められたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>実行委員会が業者と委託契約を締結している事業について、金額変更や期限変更などがあった場合は変更契約を締結するよう修正し、完了報告書については業者に提出させるよう指導します。また、検査に係る途中経過の資料については、保存するよう改めます。</p>							
対応状況	C ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	28	種類	財政援助団体監査	部署	小野まつり実行委員会 (観光交流推進課)
頁	32	指 摘 事 項					
<p>実行委員会では、実施する事業が小野まつり事業に係るもののみであるため、各回の小野まつり事業報告書をもって、実行委員会の事業報告書としている。しかし、小野まつり事業報告書には、実行委員会の会計期間である前年11月から本年10月までの事業報告が記載されていないほか、小野まつり決算書のページでは、収入の部、補助金の項目に、各回の小野まつり準備に対する補助金額が含まれておらず、代わりに、次回の小野まつり準備に対する補助金額が含まれていた。</p> <p>小野まつり事業報告書を実行委員会の事業報告書として扱うのであれば、小野まつり事業報告書に、会計期間中に実施した主たる事業報告や、各回の小野まつりに係る収支に限った決算書を掲載していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>新たに小野まつり会計規程(仮称)を制定し、小野まつりの各回毎に事業報告書を作成するよう改め、市補助対象の小野まつり事業期間と、小野まつり実行委員会との事業期間が整合した形で説明できるようにします。</p>							
対応状況	C ※ 対応状況欄の記載方法 A: 既に処理済 B: 対応不可能 C: 現在処理中 D: 未処理、今後検討						

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	29	種類	財政援助団体監査	部署	小野まつり実行委員会 (観光交流推進課)
頁	33	指 摘 事 項					
<p>実行委員会では、市からの観光事業振興補助金のほか、商工会議所からも毎回50万円の補助金を収入している。観光事業振興補助金については、年度末の精算により、令和4年度に50万円、コロナ禍以前に遡れば、令和元年度に200万円の減額更正処理をしているが、商工会議所からの補助金に対しては還付等の処理（以下「還付」という。）がされていない。</p> <p>商工会議所からの補助金が、観光事業振興補助金と同様、実行委員会の運営に要する経費に対する補助であるのならば、商工会議所からの補助金についても、補助金額割に応じた還付が必要になると考えられる。</p> <p>実行委員会においては、商工会議所と協議の上、商工会議所からの補助金に還付が発生するケースと、発生した場合の対応を、事前に定められることを提言するものである。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6, 3回答)</p> <p>商工会議所補助金の使用目的を明確にするとともに、補助金を還付するケースが生じた場合の対応について、商工会議所の補助金が還付を必要とする性格のものかを含め、協議を行います。</p>							
対応状況	C	※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	30	種類	財政援助団体監査	部署	小野まつり実行委員会 (観光交流推進課)
頁	33	指 摘 事 項					
<p>観光事業振興補助金（以下「当該補助金」という。）の事業実績報告書に添付した年度末の小野まつり決算書（以下「年度末決算書」という。）を監査したところ、各項目の金額が、当該補助金を収入する会計と、その他の自主財源会計との合計額となっていた。</p> <p>本来、補助事業実績報告書には、補助金を収入する会計の支出に係る資料を添付するものであるが、添付された年度末決算書では、当該補助金を原資とした支出がどれであるか、明確に区別することができなかった。市には、交付した当該補助金の用途を精査する義務があるため、当該補助金を原資とした支出が明確に示された資料の添付を心がけられたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>新たに制定を予定する小野まつり補助金交付要綱（仮称）に、補助金の用途に係る条項を定め、また、補助実績報告書の様式を変更して、補助金の支出先を明確化します。</p>							
対応状況	C ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						



## 監査指摘事項に対する措置実施状況

年度	R5	No.	31	種類	財政援助団体監査	部署	小野まつり実行委員会 (観光交流推進課)
頁	33	指 摘 事 項					
<p>実行委員会においては、小野まつり協賛金取り扱い要領（以下「当該要領」という。）を各回で制定し、協賛金を募集している。従って、協賛者の立場からすれば、各回の小野まつり協賛金については、その回の小野まつりの事業に全て使われているという認識であると思われる。しかし、年度末決算書には、次年度繰越事業費の支出項目があり、協賛金の一部を繰り越していた。</p> <p>当該要領の趣旨においては、協賛金の使途を、小野まつりの事業推進・運営を円滑に進めることに限るものとしており、次回の小野まつり事業に繰越すことを直接否定する条文はない。しかし、場合によっては繰越すことができると当該要領に明記し、協賛者に分かりやすい形で周知することで、協賛金の繰越について理解を広めるように心がけていただきたい。</p> <p>また、同時に、予算額を大幅に超える協賛金が集まった場合のために、事業計画を立て、目的に合った使途に用いることを、当該要領で定めるよう検討していただきたい。</p>							
回 答 事 項							
<p>(R6. 3回答)</p> <p>全面改正を予定している小野まつり実行委員会設置規程（仮称）において会計処理に係る規定を設けるとともに、小野まつり会計規程（仮称）により、余剰金が発生した場合は繰り越すことができるようにすることや、予算額を上回る協賛金が集まった場合は、次年度の修繕等に備えて積み立てるための科目を設け、協賛者の協賛目的に沿って協賛金を使用される仕組みを構築します。</p>							
対応状況	C ※ 対応状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討						